

必 須 項 目	選 択 項 目
教育概論 農業概論（農業技術概論 農政事情 農業経営 生活 経営）	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 生命工学 土壌肥料 生物化学 学 食品化学及び食品加工 畜産 農業機械及び施設 農業経済 社会学 統計学及び情報処理 養蚕 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計 画 家庭経済 生活福祉 会計学 マーケティング論

(2) 口述試験

社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

5 受験票の交付

出願書類資格審査後、受験資格者に対して受験票を本人あて送付する。

6 合格発表

合格者には、試験実施1か月以内に合格証書を交付し、熊本県公報で公示する。

7 試験結果の開示

この資格試験の結果については、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 熊本県改良普及員資格試験受験者

(2) 開示内容 総合得点、項目別得点及び口述試験結果

(3) 開示期間 合格発表の日から1か月間

(4) 開示場所 農政部経営技術課（県庁行政棟本館8階）

8 その他

試験についての不明な点は、熊本県農政部経営技術課に問い合わせること。

熊本県公告第508号

玉東町長前田移津行から平成16年3月8日付けで協議のあった白木谷地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年6月1日付けで同意した。
平成16年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第509号

熊本市庄屋口地区土地改良事業共同施行者松村広美外12名から平成16年2月2日付けで申請のあった数人が共同して行う土地改良事業（区画整理）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年6月1日付けで認可した。
平成16年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第510号

西合志町長大住清昭から平成16年3月15日付けで協議のあった木原野地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年6月2日付けで同意した。
平成16年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月9日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第31号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に、「同条」を「同項」に、「以下」を「第6条第1項第2号ウにおいて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。